

自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書

第162通常国会で成立し、2006年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、新保険業法という）により、団体構成員の相互扶助を目的として自主的に運営されている共済制度（以下、自主共済制度という）が保険業法適用の対象とされた。

これにより、自主共済制度を運営する団体は、原則として、来年の3月末までに保険会社等会社組織によらなければ自主共済制度を運営することができなくなった。

保険会社等の設立には、厳しい要件があり、自主共済制度の中には解散を余儀なくされたものも出ている。

そもそも保険業法改正の趣旨は、「共済」の名を利用して不特定多数の消費者からお金を騙し取る、いわゆる「ニセ共済」を規制し消費者を保護することにあつた。政府の金融審議会でも、「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべきである」と指摘されていた。

新保険業法の適用によって、多くの自主共済制度に解散を余儀なくさせることは、「消費者保護」を目的とした本来の保険業法「改正」の目的に反するだけでなく、自主共済制度加入者の権利や既得権を不当に奪いかねない。

わが国の社会保障制度の下で、自主共済制度は、団体構成員の生活を守るための「助け合い」（相互扶助）制度として長年に亘って自主的かつ健全に運営され、国民の生活のよりどころとして重要な役割を果たしており、営利を目的とした保険会社等の保険業とは明確に区別されるべきものである。

以上のことから、団体構成員の相互扶助を目的として自主的かつ健全に運営されている自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 3月21日

島根県邑南町議会

（意見書の提出先）

衆議院議長 河野 洋 平

衆議院財務金融委員長

原 田 義 昭

参議院議長 江 田 五 月

参議院財政金融委員長

峰 崎 直 樹

内閣総理大臣 福 田 康 夫

総 務 大 臣 増 田 寛 也

金融担当大臣 柳 澤 伯 夫